

入札公告

一般競争入札を実施するので、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月18日

公益財団法人 福井県下水道公社
理事長 横山 隆博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

平成31年度九頭竜川流域下水道運転管理業務委託

(2) 委託内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行場所

坂井市三国町池見外地係 九頭竜川浄化センター 外

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定に基づき、知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(4) 次のアおよびイを満たす単体企業であること。ただし、アおよびイについては、平成20年度以降において、元請として（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）3年以上継続したものに限る。

ア 地方自治体または地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体にかかる標準活性汚泥法等^(※)の方法による日最大処理能力が1日当たり概ね4万5千立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）における運転管理業務の受託実績を有する者であること。

イ 福井県内の地方自治体または福井県内の地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体にかかる標準活性汚泥法等^(※)の方法による終末処理場における運転管理業務の受託実績を有する者であること。

(※) 『下水道維持管理指針 実務編 2014年版(公財)日本下水道協会』に記載の処理方式：標準活性汚泥法等、循環式硝化脱窒法等、嫌気-好気活性汚泥法、嫌気-無酸素-好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法

(5) 次のアおよびイを満たす者を総括責任者および副総括責任者とする。但し、総括責任者は常駐で配置できること。

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第157号)第15条の3各号に定める資格を有する者

イ 契約の日において、現に3か月以上継続して、この入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

電話 0776-82-4660

(2) 入札説明書の交付は上記場所で行うほか、当公社ホームページで公開する。

なお、設計書および仕様書については、閲覧に供するものとする。

(3) 設計書、仕様書の閲覧期間、閲覧場所

平成31年2月19日(火)午前8時30分から平成31年3月20日(水)

午後4時00分まで(土日祝日を除く)

閲覧場所は、3(1)と同様とする。閲覧を行った者は、閲覧確認書を提出すること。

4 入札参加資格確認申請時の提出資料

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(様式1)に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札にかかる業務に関し、当公社の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成31年2月19日(火)午前8時30分から平成31年3月5日(火)
午後4時00分まで(土日を除く)

(2) 申請書の提出先

3(1)と同様とする。

申請書については、直接当公社に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものを一切受け付けない。

5 入札書の提出方法、提出期間、提出先、開札日時

(1) 入札書の提出方法等

郵送入札によるもの(配達記録が残る郵便等に限る。)とし、持参または電送によるものは認めない。

(2) 入札書の提出期間

平成31年3月22日(金)午前8時30分から平成31年3月25日(月)
午後4時00分まで。(土日を除く)

入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。

提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。

併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。

(3) 入札書の提出先

3(1)と同様とする。

(4) 開札日時

平成31年3月26日(火)午前10時00分

6 入札の方法

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札にかかる業務委託の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、当該競争入札の落札決定の効果は、平成31年度予算発効時において生じる。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

入札説明書による。

(2) 入札の無効

入札説明書による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記1の届出を行ったときは、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) この入札公告は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務規則第148条の規定を準用する。

(7) この入札における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

(8) 当該業務委託に係る消費税率について、下記のとおり定めるものとする。

4月1日から9月30日までの役務の提供 8%

10月1日から3月31日までの役務の提供 10%